

- u) 労働者及び重大かつ差し迫った危険物の初期救急、消火活動、避難において実行すべき緊急措置
 - v) 警告及び安全の標識の利用
 - z) 環境、設備、施設、特に製造業者の指示に一致した安全器具に関するメンテナン斯拉ール
2. 労働中の安全、衛生、健康に関する措置はいかなる場合であっても労働者に経済的負担をもたらしてはならない。

第 16 条

任務委託

1. 使用者による任務委託は、明らかに除外されていない場合、以下の限度及び条件で認められる。
- a) 日付を備えた文書による決定であること
 - b) 受託者は委託される任務の性質から求められる職業上の資格全てと経験を有していること
 - c) 委託される任務の性質から求められる組織、管理、点検の権限を全て受託者に委ねること
 - d) 委託される任務の実施に必要な経費の独立性を受託者に与えること
 - e) 委託が書面で受託者によって承諾されること
2. 第 1 項の委託には、適正かつ時宜を得た広告がなされなければならない。
3. 任務委託は、移転された任務を受託者が正確に遂行することに関して使用者の監視義務を排除しない。監視は第 30 条 4 項の評価・点検システムを通じても行われる。

第 17 条

委託できない使用者の義務

1. 使用者は以下の活動を委託することはできない。
- a) 第 28 条で規定される結果を文書にする全ての危険に対する評価
 - b) 危険予防及び危険からの保護の責任者の指名

第 18 条

使用者及び管理者の義務

1. 第 3 条の活動を実行する使用者及び与えられた権限及び管轄に従って、自身の活動を組織し管理する管理者は以下を行わなくてはならない。
 - a) 本立法令が規定する場合、衛生監督を実施するために専門医を任命する。
 - b) 重大かつ差し迫った危険物の初期救急、いずれにしても緊急管理の場合に、職場の消火活動、避難に関する措置の実行を担う労働者を予め指名する。
 - c) 労働者に任務を与える際、安全衛生に関する労働者自身の能力及び条件を考慮する。
 - d) 予防保護責任者及び、存在する場合は、専門医の意見を聞き、必要かつ適した個人保護具を労働者に提供する。
 - e) 適した教育及び特定の訓練を受けた労働者のみが重大かつ特定の危険にばく露される区域に近づくよう、適切な措置をとる。
 - f) 現行の規律、職場の安全衛生及び労働者が自由に使える集団保護具及び個人保護具の使用に関する企業規定の遵守を各労働者に求める。
 - g) 本立法令で規定された、任務に関わる義務の遵守を専門医に求める。
 - h) 緊急時に危険状況を点検する措置を講じ、重大で差し迫った、避けることのできない危険物の場合、労働者が職場または危険区域を放棄するよう教育する。
 - i) 重大かつ差し迫った危険物の危険にばく露される労働者に、できるだけ早く、危険及び保護のためにとられる規定またはとるべき規定について知らせる。
 - l) 第 36 条及び第 37 条の情報・教育・訓練の義務を履行する。
 - m) 安全衛生保護の必要から正当に理由づけられた例外を除いて、重大かつ差し迫った危険物が存在する労働条件での活動再開を労働者に求めることをやめる。
 - n) 安全のための労働者代表を通じて、安全衛生保護措置の適用を評価することを労働者に認める。
 - o) 安全のための労働者代表の求めで、及びその任務遂行のために、第 17 条 1 項 a) の文書のコピーを時宜を得て安全のための労働者代表に渡し、r) のデータにアクセスすることを認める。
 - p) 安全のための労働者代表の求めで、及びその任務遂行のために、第 26 条 3 項の文書を作成し、時宜を得てそのコピーを安全のための労働者代表に渡す。
 - q) 定期的に危険が継続して存在しないことを確認しながら、講じた技術的措置が住民の健康に危険をもたらしたり外部環境を傷つけたりしないよう適した措置をとる。

- r) 統計及び情報処理の目的で、イベントの日を除き 1 日でも職場不在をもたらす労災に関するデータを、そしてまた保険のため 3 日を超える職場不在をもたらす労災に関する情報を、それぞれの管轄に即して INAIL または IPSEMA に伝える。
 - s) 第 50 条の仮定において安全のための労働者代表に意見を聞く。
 - t) 第 43 条の規定に従って、防火及び職場での避難のため、及び重大かつ差し迫った危険物の場合に必要な措置を講じる。こうした措置は活動の性質、企業または生産ユニットの規模、居合わせている人数に適していなくてはならない。
 - u) 請負及び下請けで活動を実施する場合、労働者の身分及び使用者名を含む写真付きの認証カードを労働者に供給する。
 - v) 15 人以上の生産ユニットでは、第 35 条の定例会議を招集する。
 - z) 職場の安全衛生のため、または予防保護の技術発展に関して重要性を持つ、組織及び生産の変更に関する予防措置を更新する。
 - aa) 安全のための労働者代表の氏名を毎年 INAIL に伝える。
 - bb) 衛生管理義務を有する労働者が規定された適性判断なしに特定の職務に登用されないよう監督する。
2. 使用者は予防保護部及び専門医に以下に関する情報を提供する。
- a) 危険の性質
 - b) 労働組織、予防保護措置の計画作成及び実施
 - c) 施設及び生産過程の詳細
 - d) 第 1 項 r) のデータと職業病に関するデータ
 - e) 監督機関によって講じられた措置
3. 行政機関または教育施設を含む公的な事務所に使われている施設及び建物の安全を本立法令に従って保証するために必要な構造上の措置及び維持措置に関する義務は、規律または協定の効力から、供給及び維持の義務がある行政の負担とする。その場合、本立法令によって規定された前述の措置に関する義務は、法的義務を持つ管轄の行政または主体への義務遂行の申請で、関連事務所の管理者または公務員によって果たされたものとする。

第 19 条

指導者の義務

1. 第 3 条で示された活動に関して、権限及び管轄に従って指導者は以下を行わねばならない。
- a) 各労働者による、法律及び職場の安全衛生及び労働者が自由に使える集団保護具及び個

人保護具の使用に関する企業規定の遵守を管理・監督し、継続して遵守されない場合、その労働者の直接の上司に知らせる。

- b) 適した教育を受けた労働者のみが重大かつ特定の危険にばく露される区域に近づくよう、確認する。
- c) 緊急時に危険管理措置の遵守を求め、重大で差し迫った、避けることのできない危険物の場合、労働者が職場または危険区域を放棄するよう教育する。
- d) 重大かつ差し迫った危険物の危険にばく露される労働者に、できるだけ早く、危険及び保護のためにとられる規定またはとるべき規定について知らせる。
- e) 正当に理由づけられた例外を除いて、重大かつ差し迫った危険物が存在する労働条件での活動再開を労働者に求めることをやめる。
- f) 受けた教育を元に知った、職場の機械・設備及び個人保護具の不足、その他労働中に確認された危険物の状態について使用者または管理者に時宜を得て知らせる。
- g) 第 37 条の規定に従って養成講座を受講する。

第 20 条

労働者の義務

1. 全ての労働者は、使用者によって与えられた教育、指示及び手段に従って自身の安全衛生及び、自身の行動または遺漏の結果が及ぼす職場の他の人の安全衛生に注意を払う。
2. 労働者は特に以下を行わねばならない。
 - a) 使用者、管理者及び指導者とともに、作業場の安全衛生保護に規定された義務の遂行に努める。
 - b) 集団保護及び個人保護のために使用者、管理者及び指導者によって伝えられた規定及び指示を守る。
 - c) 設備、物質、危険な標本、移動手段及び安全具を正しく利用する。
 - d) 自由に使える保護具を適した方法で利用する。
 - e) 緊急の場合は自身の管轄及び能力の範囲内で、直接関与しながら、c)及び d)の手段及び器具の不足、さらに場合によっては知り得た危険物の状況を使用者、管理者及び監督者に即座に伝える。安全のための労働者代表に知らせながら、重大かつ差し迫った危険物の状況を除去または減少させるための f) の義務は除く。
 - f) 安全具または標識、点検具を許可なしに取り除いたり変更したりしない。
 - g) 自分の管轄ではなかったり自分や他の労働者の安全を危険にさらす可能性があったりす

る作業または操作を自発的に行わない。

- h) 使用者が実施する教育及び訓練のプログラムに参加する。
 - i) 本立法令によって規定された衛生管理、またはいずれにせよ専門医によって定められた衛生管理を受ける。
3. 請負及び下請けで活動を実施する企業の労働者は、労働者の身分及び使用者名を含む写真付きの認証カードを提示しなくてはならない。こうした義務は、同作業場で活動を直接行う独立労働者にも課され、自身で認証カードを用意する義務がある。

第 21 条

民法第 230-2 条の家族企業の構成員及び独立労働者に関する規定

- 1. 民法第 230-2 条の家族企業の構成員、民法第 2222 条に従って作業または奉仕を行う独立労働者、民法第 2083 条の小事業主、農業分野で単純作業を行う会社の社員は以下を行わねばならない。
 - a) 第 III 章の規定に従って職場の設備を利用する。
 - b) 個人保護具を身につけ、第 III 章の規定に従って利用する。
 - c) 請負または下請けの活動を実施する作業場で労働する場合、自身の身分を含む写真付きの認証カードを携帯する。
- 2. 行われる活動の危険に関して自身の負担で、第 1 項の主体は以下の権限を有する。
 - a) 特別規律によって規定された義務は有効なままで、第 41 条の規定に従って衛生監督の恩恵を受ける。
 - b) 特別規律によって規定された義務は有効なままで、第 37 条の規定に従って、自身が実施する活動の危険を中止に据えた職場の安全衛生に関する特定の養成講座に参加する。

第 22 条

計画立案者の義務

- 1. 職場、職務及び施設の立案者は計画及び技術の選択時に職場の安全衛生に関する一般的予防原則を遵守し、関連の立法令及び規定に沿った設備、部品及び保護具を選択する。

第 23 条

製造業者及び納入業者の義務

1. 作業場の安全衛生に関する現行の法令及び規定に沿わない設備、個人保護具及び施設の製造、販売、レンタル、譲渡は禁止されている。

第 24 条

設置者の義務

1. 施設、職場の設備またはその他の技術的手段の設置者及び組み立て工は、自身の管轄部分に関して、職場の安全衛生規律及び各製造業者によって提供される指示に従わねばならない。

第 25 条

専門医の義務

1. 専門医は以下を行う。
 - a) 作業及びばく露の詳細な類型及び労働組織の様式を考慮しながら、必要があれば衛生監督の計画作成も目的とした危険評価、労働者の健康及び精神・肉体の完全性を保護する措置の実施準備、自身の管轄部分に関して労働者に対する教育及び情報活動、初期救急の組織化に使用者及び保護予防部と協力する。さらに社会責任の原則に従って、「健康促進」の自主プログラムの実施及び評価に協力する。
 - b) 特定の危険のために定義された衛生手順を通じ、より進歩した科学方針を考慮して、第 41 条の衛生監督を計画及び実施する。
 - c) 衛生・危険カードへのアクセスを通じても f) を設立し、自身の責任下で衛生監督下にある労働者各々の衛生・危険カードを更新・保管する。企業または 15 人以上の労働者を持つ生産ユニットでは、専門医は管理場所について使用者と合意する。
 - d) 任務中断の際、2003 年 6 月 30 日付け立法令第 196 号の規定を遵守し、守秘義務を守って、所有している衛生文書を使用者に渡す。
 - e) 任務中断の際、所有している衛生文書を労働者に渡し、保存の必要に関する情報を労働者に与える。
 - f) 任務中断の際、2003 年 6 月 30 日付け立法令第 196 号の規定を遵守して、本立法令によって規定された場合における衛生・危険カードを専らデータ通信で ISPESL に送る。関連の労働者は、自身の一般医を通じてでも、ISPESL に前述のカードのコピーを求めることができる。
 - g) 労働者が受ける衛生監督の意味について労働者に情報を提供し、長期間に渡って影響を持つ因子にばく露される場合は、こうした因子にばく露される活動の中断後も衛生確認を受ける必要性について情報を提供する。さらに、申請によって、安全のための労働者

代表にも同様の情報を提供する。

- h) 第 41 条の衛生監督の結果を関係する各関連の労働者に伝え、労働者の申請によって衛生文書のコピーを発行する。
- i) 使用者、危険予防保護責任者及び安全のための労働者代表に第 35 条の会議の場で実施された衛生監督の集団結果を匿名で書面にて伝え、労働者の健康及び精神・肉体の完全性を保護する措置を実施するために、その結果の意味について説明する
- l) 少なくとも 1 年に 1 度、または危険評価を元に定めた異なる頻度で作業場を訪問する。年に 1 度とは異なる頻度の指示は、危険評価文書に注記のため使用者に伝えられなくてはならない。
- m) 労働者のばく露を管理する計画作成に参加し、その結果は危険評価及び衛生監督のために時宜を得て提供される。
- n) 本立法令が効力を発生する日より 6 ヶ月以内に保健省に第 38 条の肩書き及び職業資格の所有を自己申告する。

第 II 款

危険評価

第 28 条

危険評価の対象

- 1. 職場の設備、使用される物質または化学標本の選択及び作業場の配置においても第 17 条 1 項 a) の評価は、特殊な危険にばく露される労働者グループに関する危険も含め、労働者の安全衛生に関する危険全てを評価しなくてはならない。その中には、2004 年 10 月 8 日の欧州合意の内容に従って仕事に備わったストレスにつながる危険、2001 年 3 月 26 日付け立法令第 151 条の規定に従って妊婦に関する危険、性差、年齢、外国出身に関連する危険も含む。
- 2. 評価の結果として作成される、第 17 条 1 項 a) の文書は日付を有し、以下を含んでいなくてはならない。
 - a) 労働活動中の安全衛生に関する危険全ての評価に関する報告で、評価のために採用された基準が明確に示されていること。
 - b) 第 17 条 1 項 a) の評価の結果、講じられた予防保護措置及び採用された個人保護具。
 - c) 安全水準の改善を時間の経過とともに保証するために適切と思われる措置の計画。
 - d) 実現すべき措置を実行する手続きの特定及び講じなくてはならない企業組織の役割の特定。同役割は適切な管轄と権限を有する主体にのみ委ねられねばならない。

- e) 予防保護責任者、安全のための労働者代表、領域の代表者及び危険評価に参加した専門医の氏名。
 - f) 認められた職業上の能力、特定の経験、適した教育及び訓練を求める、特定の危険に労働者をばく露する場合、その職務の特定。
3. 第 2 項の文書の内容は、本立法令の次章に含まれる危険評価について特定の規律によって規定された指示も遵守しなくてはならない。

第 29 条

危険評価の実施様式

1. 使用者は評価を実施し、予防保護責任者及び第 41 条の場合は専門医と協力して、第 17 条 1 項 a) の文書を作成する。
2. 第 1 項の活動は、前もって安全のための労働者代表の助言を求めた上で実施される。
3. 評価及び第 1 項の文書は、第 1 項及び第 2 項の様式を遵守し、労働者の安全衛生、技術革新、予防保護を目的とした有意な生産過程または労働組織の変更、または有意な災害の結果として、あるいは衛生監督の結果が変更の必要性を明らかにした場合に改訂される。改訂後、予防措置は更新されなくてはならない。
4. 第 17 条 1 項 a) の文書及び第 26 条 3 項の文書は、危険評価に関わる生産ユニットに保管されなくてはならない。
5. 10 人未満の労働者を使う使用者は、第 6 条 8 項 f) の標準手続きを元に本条の危険評価を実施する。第 6 条 8 項 f) の複数の省による省令が効力を発する日から 18 ヶ月以内に、またいづれにせよ 2012 年 6 月 30 日までに、同使用者は危険評価の実施を自己申告することができる。前文の規定は第 31 条 6 項 a)、b)、c)、d) 及び g) の活動には適用されない。
6. 50 人未満の労働者を使う使用者は第 6 条 8 項 f) の標準手続きを元に本条の危険評価を実施する。手続きの作成が遅滞した場合、第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定が適用される。
7. 第 6 項の規定は、以下の企業で実施される活動には適用されない。
 - a) 第 31 条 6 項 a)、b)、c)、d)、f) 及び g) の企業
 - b) アミアンタスにばく露されることに関係する化学的危険、生物学的危険、爆発性雰囲気による危険、発癌性の危険及び突然変異を誘発する危険に労働者をばく露する活動を実施する企業
 - c) 本立法令第 IV 章の適用内に入る企業

第 30 条

組織・管理モデル

1. 2001年6月8日付け立法令第231号の法人、会社及び法人格を持たないものであっても協会の管理責任を免除する効力を持つのに適切な組織・管理モデルは、以下について関連する全ての法的義務を遂行する企業システムを保証しながら、採択され、有効に実行されなくてはならない。
 - a) 設備、施設、作業場、化学的・物理的・生物学的因子に関する法律の技術・構造標準の遵守
 - b) 危険評価、首尾一貫した予防保護措置の準備
 - c) 緊急、初期救急、請負の管理、安全に関する定例会議、安全のための労働者代表の助言と行った組織活動
 - d) 衛生監督活動
 - e) 労働者の情報及び教育活動
 - f) 労働者による労働手順及び指示の遵守の監督
 - g) 法律が義務づける文書及び証明書の取得
 - h) 採択された手続きの適用と効果に関する定期検査
2. 第1項の組織・管理モデルは、第1項の活動の実施について適した記録システムを講じなくてはならない。
3. 組織モデルはいずれにせよ、組織の性質及び規模、実施される活動の類型によって求められることに対して、技術的能力及び危険の評価・鑑定・管理・点検に必要な権限、モデルに示された措置の不遵守を制裁するのに適した規制システムを保証する任務の分割を講じなければならない。
4. さらに、組織モデルは、同モデルの実施及び講じられた措置の適合性が時間の経過とともに維持されていることについて適した点検システムを講じなければならない。組織モデルの再検討及び必要がある場合の変更は、職場の事故防止及び衛生に関連する規律の重要な違反が発見された時、または科学及び技術の進歩に応じて組織及び活動に変化がある場合に講じなくてはならない。
5. 最初の適用時に、2001年9月28日の職場の安全衛生管理システム（SGSL）のためのガイドライン UNI-INAIL または英国規格 OHSAS18001:2007 に従って定義された企業の組織モデルは、適合部分について本条の必要条件と一致していると推測される。同じ目的で、その後の企業の組織・管理モデルは第6条の委員会によって指示される。
6. 50人未満の企業における本条の組織・管理モデルの実施は、第11条に従って融資可能な活

動の中に入る。

第 III 款

予防保護部

第 31 条

予防保護部

1. 第 34 条の規定を除き、使用者は企業内または生産ユニット内に予防保護部を組織するか、または本条の規定に従って使用者協会または同数の代表者からなる組織にも設立されている外部の人間またはサービスに委任する。
2. 第 1 項の内部または外部の予防保護担当者及び責任者は、第 32 条の能力及び職業資格を有していなくてはならず、企業の特長に比して十分な人数で、与えられた任務を遂行するのに適した手段と時間を自由に使えなくてはならない。任務の遂行で実施される活動によって損害を受けることは許されない。
3. 内部の部局を利用する場合、使用者は、必要があれば、部の予防保護活動を補完するために必要な職業知識を有する会社外部の人間を利用することができる。
4. 外部の人間またはサービスを利用する場合、企業内または生産ユニット内に、第 32 条の資格を有している従業員がいない状態でなければならない。
5. 使用者が外部の人間またはサービスに依頼する場合、それによって関連する責任から免除されることはない。
6. 企業内または生産ユニット内での予防保護部の設立はいずれにせよ以下の場合において義務づけられる。
 - a) 1999 年 8 月 17 日付け立法令第 334 号とその後の改正の第 6 条及び第 8 条に従って通知または報告の義務に属する、同立法令第 2 条の工業企業
 - b) 熱電気発電所
 - c) 1995 年 3 月 17 日付け立法令第 230 号とその後の改正の第 7 条、第 28 条及び第 33 条の施設及び設備
 - d) 爆発物、火薬及び弾薬の製造及び分離保管に関する企業
 - e) 200 人以上の労働者を抱える工業企業
 - f) 50 人以上の労働者を抱える採掘場
 - g) 50 人以上の労働者を抱える、公的及び私的な収容・治療施設
7. 第 6 項の場合、予防保護責任者は内部の人間でなければならない。

8. 複数の生産ユニットを有する企業及び企業グループの場合、単一の予防保護部を設立することができる。使用者は、部の設立及び担当者と責任者の指名にこうした構造に助力を求めることができる。

第 32 条

内部及び外部の予防保護部の担当者及び責任者の能力と職業資格

1. 内部または外部の予防保護部の責任者及び担当者の能力と職業資格は、作業場に存在する危険の性質に適していて、労働活動に関連してはならない。
2. 第 1 項の主体による任務実施は、高等学校卒業以上の学歴及び習得評価をともなった、作業場に存在する危険の性質に適し労働活動に関連した特定の養成講座の受講証明書を所有していなくてはならない。予防保護責任者の任務遂行については、前文の職業資格に加え、習得評価をともなった、危険の予防保護、また人間工学的性質の危険及び第 28 条 1 項の仕事に備わったストレスによる危険の予防保護、企業内の技術管理活動及びコミュニケーション技術の組織・管理及び労働組合との関係に関する特定の養成講座の受講証明書を所有していなくてはならない。いずれにせよ、前文の講座は 2006 年 2 月 14 日付け官報第 37 号に掲載された国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県常設会議での 2006 年 1 月 26 日付け制裁合意とその後の改正の規定を遵守しなくてはならない。
3. さらに、第 2 項の学歴を持っていなくても、第 2 項の合意の規定に従って講座の実施前に、2003 年 8 月 13 日より少なくとも 6 ヶ月以上、言及された任務の 1 つを職業として、または使用者の子会社で実施したことを明示する者は責任者または担当者の任務を実施することができる。
4. 第 2 項の養成講座は、関連の管轄に関して州、トレント・ボルツァーノ自治県、大学、ISPESL、INAIL または IPSEMA、消防隊、防衛当局、行政の上級学校、その他各機関の上級学校、使用者または労働者の組合、あるいは同数の代表者からなる組織、規定された限度及び様式を遵守して第 2 項の合意の第 4 点の主体によって組織される。今後の教育主体は、国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県常設会議で特定される。
5. 以下の等級で学士の称号を持つ者は第 2 項の養成講座の受講を免除される。2007 年 7 月 6 日官報第 155 号の付録に掲載された 2007 年 3 月 16 日付け大学・研究大臣令の L7、L8、L9、L17 及び L23、2000 年 10 月 19 日官報第 245 号付録に掲載された 2000 年 8 月 4 日付け大学・科学技術研究大臣令の第 8、9、10 及び 4 級、2001 年 6 月 5 日官報第 128 号付録に掲載された 2001 年 4 月 2 日付け大学・科学技術研究大臣令の第 4 級または現行の規定に従って同一と認められたその他の学士。今後の学歴は、国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県常設会議で特定される。
6. 予防保護部の責任者及び担当者は第 2 項の国・州の合意で定義された方針に従って研修講座を受講する義務がある。第 34 条の規定は除外する。

7. 内部の構成員に対して本条の教育活動を実施した結果として取得した資格は、2003年9月10日付け立法令第276号とその後の改正の第2条1項i)の職業訓練手帳 (libretto formativo del cittadino) に記録される。
8. 教育機関、職業訓練機関及び大学機関、芸術及び舞踏の高等教育機関では、危険予防保護部の任務を直接実施することを選択しない使用者は、以下の中から特定して、予防保護部の責任者を指名する。
 - a) 予防保護の目的で引き受け可能だと申告する、本条の資格を有する学校内の職員
 - b) 複数の施設で作業ができると申告する、本条の職業資格を有する学校内の職員
9. 第8項a)とb)の職員が不在の場合、施設グループは、学校施設を所有する地方公共団体と優先契約、そして職場における安全衛生に関する専門の法人または機関、あるいは外部のフリーランスの専門家と副次的な契約を交わすことで、一人の外部専門家の作業を共有して利用することができる。
10. 第8項の場合、予防保護責任者の任務を引き受ける外部の専門家を利用する使用者は、いずれにせよ適した担当者数で予防保護部を組織しなくてはならない。

第33条

予防保護部の任務

1. 職業上の危険予防保護部は以下に対処する。
 - a) 企業組織に関する特定の知識を元に現行の規定を遵守して、危険要因の特定、危険評価、労働環境における安全と健全さに関する措置の特定。
 - b) 管轄に関して、第28条2項の予防保護措置と同措置の点検システムを作成する。
 - c) さまざまな企業活動に対する安全手続きを作成する。
 - d) 労働者の情報及び教育プログラムを提案する。
 - e) 職場の安全衛生保護に関する協議及び第35条の定例会議に参加する。
 - f) 第36条の情報を労働者に提供する。
2. 予防保護部の構成員には、本立法令の任務実施中に知り得た作業過程について守秘義務がある。
3. 予防保護部は使用者によって利用される。

第34条

使用者による危険予防保護任務の直接的実施

1. 第31条6項の場合を除き、使用者は添付2に規定された仮定において、安全のための労働者代表及び次項の条件に予め情報を与えた上で、危険予防保護、初期救急、防火、避難の自身の任務を直接実施することができる。
2. 第1項の任務を実施する意志のある使用者は、本立法令が効力を発生する日より12ヶ月以内に国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県常設会議の合意を通じて定義された内容及び分割を遵守し、作業場に存在する危険の性質に適した作業活動に関連する養成講座を最低16時間最高48時間、受講しなくてはならない。前文の合意の公示まで、前文の合意の定義の場合で国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県常設会議によって内容が確認された、1997年1月16日付け省令第3条に従って実施された教育は有効のままとする。
3. 第1項の任務を実施する使用者は、さらに前項の合意で規定されたことを遵守し、研修講座を受講しなくてはならない。前文の義務は、1997年1月16日付け省令第3条の講座を受講した者及び1994年9月19日付け立法令第626号第95条に従って講座受講を免除された者にも適用される。

第35条

定例会議

1. 15人以上の労働者を使う企業及び生産ユニットでは、使用者は直接または危険予防保護部を通じて、少なくとも1年に1度、以下が参加する会議を召集する。
 - a) 使用者またはその代理
 - b) 危険予防保護責任者
 - c) 任命されている場合は、専門医
 - d) 安全のための労働者代表
2. 会議中、使用者は以下について参加者に審査させる。
 - a) 危険評価の文書
 - b) 事故、職業病及び衛生監督の経過
 - c) 個人保護具の選択基準、技術的特長及び効果
 - d) 自身の安全及び健康保護を目的とした管理者、指導者、労働者の情報・教育プログラム
3. 会議中、以下が特定される。
 - a) 事故及び職業病の危険を予防するために品行及び優れた実践についての規律
 - b) 職場の安全衛生管理システムのガイドラインを元にした総合的な安全改善目標

4. さらに会議は、労働者の安全衛生に影響を持つ新しい科学技術の計画作成及び導入を含む、危険にばく露される状態に重要な変化が見られる場合があれば、その際にも行われる。本条の仮定において、15 人未満の労働者を使う生産ユニットでは、会議の招集を求めることは安全のための労働者代表の権限である。
5. 参加者が自由に閲覧できる会議議事録が作成されなくてはならない。

第 IV 款

教育・情報・訓練

第 36 条

労働者への情報

1. 使用者は、以下について各労働者が適した情報を得るように対策を講じる。
 - a) 一般的な企業活動に関係する職場の安全衛生に関する危険
 - b) 初期救急、消火、作業場の非難に関する手続き
 - c) 第 45 条及び第 46 条の措置を適用する任務を担う労働者の氏名
 - d) 予防保護部の責任者と担当者、専門医の氏名
2. さらに使用者は、以下について各労働者が適した情報を得るように対策を講じる。
 - a) 実施される活動に関してばく露される特定の危険、安全規定及び関連の企業規定
 - b) 現行の規定及び技術規律によって規定された安全データカードを元に危険物質及び危険標本の使用に関連する危険物
 - c) 講じられた予防保護の措置と活動
3. 使用者は第 1 項 a)、第 2 項 a)、b) 及び c) の情報を第 3 条 9 項の労働者にも提供する。
4. 情報の内容は労働者にとって容易に理解でき、労働者が関連の知識を取得できるようにでなければならない。情報が移民労働者に関連する場合、情報伝達時に使用される言語の理解を予め確認した上で、情報が与えられる。

第 37 条

労働者及び労働者代表の教育

1. 使用者は、労働者の言語知識も遵守し、各労働者が安全衛生に関して十分かつ適した情報を得ることを保証する。特に、

- a) 危険、損害、予防、保護及び企業の予防組織についてのコンセプト、さまざまな企業の主体の権利と義務、監督組織、点検、補助
 - b) 企業が所属する分野または部門に特徴的な職務、損害の可能性及び予防保護の措置と手続きに関する危険
2. 第1項の教育の期間、最低限の内容及び様式は、本立法令の効力が発生する日より12ヶ月以内に、会社側の助言を聞いた上で、国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県閣常設会議で採択された合意によって定められる。
 3. さらに使用者は、本立法令第1章以降の特定の危険に関して十分かつ適した情報を各労働者が得ることを保証する。現行の関連規定は有効なままで、前文の教育は第2項の合意を通じて定められる。
 4. 教育及び、規定された場合、特定の訓練は、以下の場合に行わねばならない。
 - a) 労働関係の成立または労働供給の場合は利用開始時
 - b) 転勤または職務の変更時
 - c) 新しい設備、新しい科学技術、新しい危険物質及び危険標本の導入時
 5. 訓練は専門家によって作業場で行われる。
 6. 労働者及び労働者代表の教育は、危険の変化または新しい危険の発生に関して定期的に繰返されなくてはならない。
 7. 指導者は、職場の安全衛生に関する自身の任務について、特定かつ適した教育と定期的な研修を使用者の配慮で企業内で受ける。本項の教育の内容は以下を含む。
 - a) 参加する主たる主体及び関連の義務
 - b) 危険要因の定義と特定
 - c) 危険評価
 - d) 予防保護の技術・組織・手続きに関する措置の特定
 8. 第21条1項の主体は、2項の合意を通じて国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県閣常設会議で定められた教育課程を利用することができる。
 9. 重大かつ差し迫った危険物、救助、初期救急、いずれにせよ緊急管理の場合に、防火、消火及び作業場の避難活動を任された労働者は、特定かつ適した教育と定期的な研修を受けなくてはならない。第46条3項の規定公布まで、1994年9月19日付け立法令第626号第13条の実施令である、1998年4月7日官報第81号付録に掲載された1998年3月10日付け内務大臣令の規定が適用される。
 10. 安全のための労働者代表は、自身が代表を務める分野に存在する特定の危険に関して、危険

の点検と保護の技術原則について適した専門性を自身に保証するような安全衛生の教育を受ける権利を有する。

11. 安全のための労働者代表の教育の様式、期間及び特定の内容は、以下の最低限の内容を遵守して、国の団体協約で定められている。a) 欧州及び国の法的原則、b) 職場の安全衛生に関する一般規定及び特別規定、c) 参加する主たる主体及びその義務、d) 危険要因の定義と特定、e) 危険評価、f) 予防保護の技術・組織・手続きに関する措置の特定、g) 労働者代表の活動に関する基準となる側面、h) 伝達技術の基礎知識。講座の最低期間は初めの 32 時間で、うち 12 時間は企業に存在する特定の危険とその結果として講じられた予防保護措置について、習得評価をとまなう。国の団体協約は定期的な研修の義務について様式を規制する。研修期間は 15 人以上 50 人未満の労働者を使う企業については年間 4 時間未満、50 人以上の労働者を使う企業については年間 8 時間未満であってはならない。
12. 労働者の教育及び労働者代表の教育は、存在する場合は第 50 条の同数の代表者からなる組織と協力して労働時間中に行われ、労働者に経済的負担をもたらしてはならない。
13. 教育の内容は労働者にとって容易に理解できねばならず、労働者が職場の安全衛生について必要な知識及び能力を取得できるようにでなければならない。教育が移民労働者に関連する場合、情報伝達時に使用される言語の理解と知識を予め確認した上で、教育を行う。
14. 本立法令の教育活動を実施した結果として得られた能力は、2003 年 9 月 10 日付け立法令第 276 号とその後の改正の第 2 条 1 項 i) の職業訓練手帳 (libretto formativo del cittadino) に記録される。職業訓練手帳の内容は教育の計画作成のために使用者によって検討され、監督機関は本立法令の義務の確認のために考慮する。

第 V 款

衛生監督

第 38 条

専門医の肩書きと資格

1. 専門医の任務を実施するために、以下の肩書きまたは資格の 1 つを所有していなくてはならない。
 - a) 労働医学または労働者の予防医学・精神技術の専門課程
 - b) 労働医学、労働者の予防・精神技術医学、産業毒性学、産業衛生学、労働に関する生理・衛生学または労働に関する臨床医学の大学教官資格
 - c) 1991 年 8 月 15 日付け立法令第 277 号第 55 条の許可証
 - d) 衛生学・予防医学または法医学の専門課程

2. 第1項d)の肩書きを持つ医師には保健省と協議した大学・研究省の省令で定義すべき大学教育課程の受講が義務づけられる。本立法令の効力が発生する日より専門医の活動を実施するか、または本立法令の効力が発生する日より過去3年間のうち、少なくとも1年間こうした活動を実施したと明示する前文の主体は、同任務を実施する資格がある。そのため、こうした活動の遂行を立証する使用者の証明書を作成する義務が州にある。
3. さらに、専門医の任務実施には、本立法令の効力が発生する日より3年間の計画で、1999年6月19日付け立法令第229号とその後の改正と補完に従って継続した医学の教育プログラムに参加する必要がある。3ヶ年計画によって規定された単位は、「労働医学及び労働環境の安全」科目にある合計の70%未満でない程度で獲得されなくてはならない。
4. 本条の肩書き及び資格を所有する医師は保健省に設立された専門医の一覧に登録される。

第39条

専門医の活動実施

1. 専門医の活動は、国際労働衛生委員会（ICOH）の労働医学と倫理基準の原則に従って実施される。
2. 専門医は以下の肩書きで業務を実施する。
 - a) 事業経営主と契約を結んだ公的または私的な外部構造の職員または協力者
 - b) フリーランサー
 - c) 使用者の職員
3. 監督活動を実施する事務所に配属された公的構造の職員は、いかなる肩書きであっても、また国のどの領域であっても、専門医の活動を行うことはできない。
4. 使用者は、専門医にその自主性を約束しながら、全ての任務の実施に必要な条件を保証する。
5. 専門医は、診断のために、負担を認める使用者と合意の上で、選ばれた専門の医師の協力を利用することができる。
6. 複数の生産ユニットを有する企業または企業グループの場合で、さらに危険評価が必要性を明らかにした場合、使用者は複数の専門医を指名することができ、その中から調整役を担う医師1名を特定する。

第40条

国の医療機関との専門医の関係

1. 基準となる年の翌年の最初の3ヶ月間中に、専門医は専らデータ通信で、添付3Bのモデル

に従って衛生監督下に置かれた労働者の危険に関するデータ及び衛生についてまとめられたデータについて、性別を明らかにしながら作成された情報を領域を管轄する機関に送る。

2. 州及びトレント・ボルツァーノ自治県は地域の保健衛生企業によってまとめられた第1項の情報を ISPEL に送る。

第41条

衛生監督

1. 衛生監督は専門医によって次の場合に実施される。
 - a) 現行の規定、欧州指令及び第6条の諮問委員会によって提供された指示によって規定された場合
 - b) 労働者が申請し、申請が危険と相関関係にあると専門医がみなす場合
2. 衛生監督は以下を含む。
 - a) 特定の職務に対する適性を確認する目的で、労働者に割り当てられる仕事に禁忌がないことを証明する予防の診察。
 - b) 労働者の健康状態を確認し特定の職務に対する適性を判断するための定期診察。こうした診察の頻度は、関連の規定に規定されていない場合、通常、1年に1度とする。危険評価に応じて専門医によって定められた異なる頻度を採用することもできる。監督機関は、理由を明らかにされた措置で、専門医の指示を遵守して、異なる衛生監督の内容と頻度を決定することができる。
 - c) 労働者の申請で、申請が職業上の危険と相関関係にあると専門医がみなす場合、または特定の職務に対する適性を判断するために、実施された労働活動を原因とする悪化しやすい状態が労働者の健康状態に見られる場合の診察。
 - d) 特定の職務に対する適性を確認するために、職務変更時の診察。
 - e) 現行の規定によって規定された場合における労働関係の中断時の診察。
3. 第2項の診察は、以下の場合、実施できない。
 - a) 採用前
 - b) 妊娠を確認するため
 - c) 現行の規定によって禁止されているその他の場合
4. 使用者の配慮及び負担による第2項の診察は、専門医が必要とみなす危険に狙いを定めた臨床検査、生物学的検査及び診断調査を含む。組織によって規定された場合及び条件で、第2項 a)、b) 及び d) の診察は、アルコール異存及び向精神性物質や麻薬の利用がないことの確

認め目的とされる。

5. 診察の結果は、第 53 条の規定に従って紙またはデータ化された形で用意された、添付 3A の最低条件に従って第 25 条 1 項 c) の衛生・危険カードに添付されなくてはならない。
6. 専門医は、第 2 項の診察結果を元に、特定の職務に関する以下の判断を表明する。
 - a) 適性
 - b) 指示または制限つきで、部分的、一時的または永続的な適性
 - c) 一時的な適性
 - d) 永続的な適性
7. 一時的な適性と判断された場合、有効性の時間的限度が明確にされなくてはならない。
8. 専門医は書面で第 6 項の判断を使用者と労働者に伝える。
9. 専門医の判断に反対する場合、同判断の通達日より 30 日以内に、領域を管轄する監督機関への請願が認められる。その後の証明がなされた場合、同機関が判断の確認、訂正または撤回を命じる。

第 42 条

特定の職務に不適格の場合の措置

1. 使用者は第 41 条 6 項の判断に関連して 1999 年 3 月 12 日付け法律第 68 号の規定も考慮して、専門医によって示された措置を講じる。同措置が特定の職務に対する不適格を予想する場合、可能であれば、健康状態と両立できる他の職務に労働者を用いる。
2. より下位の職務に用られた第 1 項の労働者は、それ前に実施していた職務に相応する賃金及び元の資格を維持する。労働者が同等または上位の職務に用られる場合、民法第 2103 条の規律が適用される。但し、2001 年 3 月 30 日付け立法令第 165 号第 52 条の規定は有効なままとする。

第 VI 款

緊急時の管理

第 43 条

一般規定

1. 第 18 条 1 項 i) の実施を目的として、使用者は以下を行う。
 - a) 初期救急、救助、消火活動及び緊急時の管理について管轄の公共機関と必要な関係を組

織する。

- b) 第 18 条 1 項 b) の労働者を予め指名する。
 - c) 重大かつ差し迫った危険物にばく露される全ての労働者に準備された措置及び取るべき行動について伝える。
 - d) 措置を計画し、対策を講じ、重大で差し迫った、避けることのできない危険物の場合に労働者が活動を中止したり、職場を即座に放棄して安全なところに身を置いたりするよう指示を与える。
 - e) 自身の安全及び他人の安全にとって重大で差し迫った危険物の場合で権限を有する上位の者に連絡を取ることができない場合、どの労働者であっても自身の知識及び自由に使える技術的手段を考慮して危険物による結果を避けるために適した措置を取ることができるよう必要な措置を講じる。
2. 第 1 項 b) の指名を目的として、使用者は企業の規模及び第 46 条の命令で規定された基準に従って企業または生産ユニットの特定の危険について考慮する。
 3. 労働者は、正当な理由でなければ指名を拒否することはできない。企業または生産ユニットの規模及び特定の危険を考慮しながら、労働者は教育され、十分な人数で、適した設備を使用しなくてはならない。
 4. 使用者は、正当に理由づけられた例外を除いて、重大かつ差し迫った危険物が存在する労働条件での活動再開を労働者に求めることをやめる。

第 44 条

重大かつ差し迫った危険物の場合の労働者の権利

1. 重大かつ差し迫った、避けることのできない危険物の場合、職場または危険地域から遠ざかる労働者は、いかなる損害も受けず、損害を与える結果から保護されなくてはならない。
2. 重大で差し迫った危険物の場合で権限を有する上位の者に連絡を取ることができない場合、危険物による結果を避けるために措置を取る労働者は、その行動に対して、重大な不注意を犯したのであれば、損害を受けない。

第 45 条

初期救急

1. 使用者は活動の性質及び企業または生産ユニットの規模を考慮し、指名された場合は専門医の意見を聞いた上で、初期救急及び緊急時の医療補助について必要な措置を講じ、職場に他の人々がいる場合はそれらの人々を考慮し、負傷した労働者の輸送についても外部サービス